

第3節 し尿等処理事業

1 し尿処理事業

(1) し尿処理状況

し尿の収集量は、下水道の整備、水洗便所の普及に伴い、年々減少している。令和7年4月1日現在の収集戸数は22戸となっており、民間業者に委託して概ね月2回、計画的に収集している。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレ等のし尿及び浄化槽等汚泥については、許可業者が収集している。

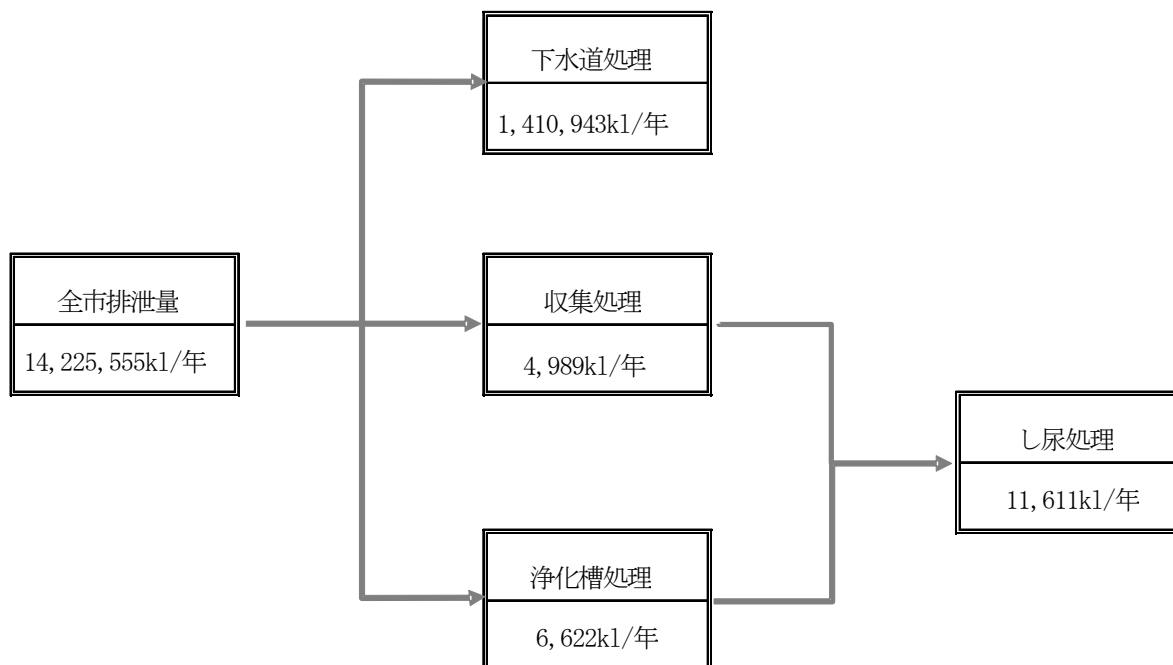
収集されたし尿及び浄化槽等汚泥は、中浜流注場に搬入し、脱臭等前処理した後、下水処理場の消化槽に圧送して処分している。

し尿処理対象戸数及び処理実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総戸数(戸)	1,515,640	1,483,413	1,543,192	1,516,586	1,545,010
水洗化戸数(戸)	1,515,612	1,483,385	1,543,167	1,516,565	1,544,988
収集戸数(戸)	28	28	25	22	22
し尿収集量(kl)	1,775	2,985	3,260	3,125	4,989
浄化槽等汚泥(kl)	5,506	5,771	5,629	5,856	6,622
し尿処理量(kl)	7,281	8,756	8,889	8,981	11,611

※各戸数については、各年度4月1日現在

(2) 令和7年度し尿処理計画



(3) 水洗便所の普及促進

本市では、建設局において、公道内の接続工事の無料施工、私道への下水管布設制度などで、水洗化を促進しており、当局としても、建設局と連携しつつ水洗便所の普及に努めている。

(4) 公衆トイレの管理

当局では18カ所(令和7年4月1日現在)に公衆トイレを設置し、概ね毎日清掃するとともに、補修整備を実施している。(戎橋公衆トイレについては建替えに向け一時閉鎖中)

環境局所管公衆トイレ (令和7年4月1日現在)

	名 称	所 在 地	種 別
1	天六	北区天神橋 6-4-20 市立住まい情報センターB1	男大2 小2 女2 多1
2	弁天町	港区波除 3-11 JR弁天町駅東側	男大1 小2 多1
3	大正橋	大正区三軒家東 1-1 大正橋公園内	大1 小2
4	生玉町	天王寺区生玉町 13 生玉神社北側	大1 小2
5	御霊神社横	中央区淡路町 4 御霊神社西側	大1 小2
6	戎橋(一時閉鎖)	中央区道頓堀 1-10 戎橋南詰	—
7	太左衛門橋	中央区道頓堀 1-5 太左衛門橋南詰	多1 小3
8	相合橋	中央区宗右衛門町 相合橋北詰	男小1 女1 多1
9	大野川遊歩道	西淀川区御幣島 3-1 大野川遊歩道内	男大1 小2 女2 多1
10	千林町	旭区千林 1-11 京阪千林駅内	男多1 女1 女多1
11	新世界	浪速区恵美須東 1-18 通天閣西側	大2 小2
12	萩之茶屋北公園	西成区萩之茶屋 1-13 萩之茶屋北公園内	多1 小2
13	萩之茶屋中公園	西成区萩之茶屋 2-4 萩之茶屋中公園内	大1 小2
14	東入船町	西成区萩之茶屋 1-14 阪堺線鉄道敷内	大1 小2
15	天王寺公園南口	西成区山王 1-17 JR高架下	大1 小4
16	今池町	西成区萩之茶屋 2-2 阪堺線今池駅北側	大1 小2
17	萩之茶屋南公園	西成区萩之茶屋 3-7 萩之茶屋南公園内	大3 小5
18	萩之茶屋	西成区萩之茶屋 3-5 南海萩之茶屋駅内	大3 小5

(5) 災害発生時に備えた取組

災害発生時におけるし尿処理については、「大阪市地域防災計画」において、発災初期には本市備蓄トイレで対応し、その後、仮設トイレを設置することとしている。

大規模災害発生時に必要となる仮設トイレの設置数を確保するため、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定」をレンタル業者4事業者(令和7年4月1日現在)と締結し、災害発生時に備えている。

2 胞衣汚物処理事業

胞衣汚物とは、胞衣(胎盤等)、流産した4ヵ月未満の死胎、手術等により生体から分離された肢体・内臓等の汚物をいう。これらは廃棄物処理法の“汚物・不要物”に該当するが、「大阪府産汚物等取締条例」によりその取扱又は処理について規制され、また、市民感情からもごみと同一に扱うことは好ましくないことから、本市ではごみ処理事業とは別の処理事業として木津川事務所で開催していたが、平成25年度末の木津川事務所の閉鎖に伴い事業を廃止した。

平成26年4月からは許可業者が収集運搬し、民間処理施設で処理している。